

10月1日(火)から保険証等が更新

国民健康保険証・老人保健医療受給者証

10月1日(火)から、国民健康保険被保険者証・老人保健医療受給者証が更新されます。現在交付されているものは、有効期限が9月30日(月)までです。10月1日からの新しい保険証、医療受給者証は、9月末に世帯主あてに郵送いたします。

また、親元を離れている学生に交付されている被保険者証も、同時に郵送します。新しい被保険者証が届かない場合はご連絡ください。旧保険証は、役場・中央公民館・ふるさと産業文化館・農協等に回収箱を置く予定です。返却してください。

65歳以上のかたの被保険者証が更新

介護保険被保険者証

介護保険被保険者証は、65歳以上の第1号被保険者と、40歳から64歳の第2号被保険者で要介護認定を受けている人に交付されています。

現在交付されている被保険者証は、今年の9月30日(月)で有効期限が切れますので、更新されます。

9月末に10月1日(火)からの新しい被保険者証を各個人あてに郵送いたします。

被保険者証を受け取ったら、記載事項にまちがいがなければ確認しましょう。また、もしも新しい被保険者証が届かない場合はご連絡ください。

ただし、特別な事情がないのに保険税を滞納している世帯については、役場で納税相談のうえ交付することになっております。

保険証はあなたが国民健康保険に加入していること、受給者証は老人保健の対象になっていることを証明するものですから、医療機関で受診するときは必ず窓口で提示してください。保険証、受給者証を万一紛失した場合は再交付を受けてください。保険証は大切に扱います。

住民課

内線338

旧被保険者証は、役場・老人福祉センター・中央公民館・ふるさと産業文化館・農協等に回収箱を置く予定です。返却してください。(回収箱の設置場所は、新被保険者証の郵送時にお知らせします)

介護保険被保険者証は、介護保険の被保険者であることを示す証明書となります。あなたが介護サービスを受けるときに必要ですので、手元において大切に保管しましょう。

保健福祉課(老人福祉センター内)
☎(84)4926

ご協力ありがとうございました

日本赤十字社の社費

町民の皆様には、平素より赤十字事業につきまして格別なご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も多額の社費(寄付金)をお寄せいただき誠にありがとうございました。

これらの資金は、災害救助をはじめとして国際救助活動や各種の社会福祉活動などに使われるため、早速全額を日本赤十字社群馬県支部へ送金しました。

「社会を明るくする運動」封筒募金を社会を明るくする運動明和町実施委員会と保護司会が中心となり、町民の皆様にご協力をお願いしました結果、多額の浄財をお寄せいただき誠にありがとうございました。これらの浄財は、運動の趣旨にのっとり犯罪や非行のない明るい社会づくりのために使わせていただきます。

保健福祉課(老人福祉センター内)
☎(84)4926

こんなときこんな資金が借りられます

小口資金・勤労者生活資金ほか

町には次のとおり、様々な融資制度がありますので、ご利用ください。詳しいことは、経済課または商工会

☎(84)3130にご相談ください。
経済課
内線353

町の融資制度一覧表

制度名	融資限度額	融資期間	利率
小口資金	1,250万円	運転6年以内 (内据置6か月) 設備8年以内 (内据置6か月)	年3.2%以内
中小企業設備 近代化資金	500万円	5年以内 (内据置1年以内)	年2.9%以内
商業設備 近代化資金	2,000万円	7年以内 および10年以内 (内据置1年以内)	年2.9%以内
労働環境 整備資金	3,000万円	10年以内 (内据置1年以内)	年2.3%以内
勤労者 生活資金	1世帯 100万円	5年以内	年2.7%